

ひみSDGs推進パートナー登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGsの理念に基づいて自発的に取組を実施する個人、企業及び団体等の登録制度を設け、SDGsの達成に向けてオール氷見で連携して取り組んでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (2) ひみSDGs推進パートナー 次条の規定により登録を受けた個人、企業又は団体等をいう。

(登録)

第3条 市長は、SDGsの達成に向けて、市内での活動を促進するため、その理念に基づいて自発的に取組を実施する個人、企業又は団体等の登録を行うものとする。

- 2 登録を受けようとする者は、ひみSDGs推進パートナー登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、登録を行うことが適当であると認めるときは、ひみSDGs推進パートナーとして登録を行うものとする。

(登録要件)

第4条 前条の登録は、次の各号のいずれにも該当するものについて、行うものとする。

- (1) 市内においてSDGsの達成に向けた取組を実施する個人、企業又は団体等であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (3) 氷見市暴力団排除条例(平成24年氷見市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上登録にふさわしくないと判断される事由がないこと。

(登録の変更)

第5条 ひみSDGs推進パートナーは、前条の規定による申込内容に変更が生じたときは、速やかに、ひみSDGs推進パートナー登録内容変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取下げ)

第6条 ひみSDGs推進パートナーは、登録の取下げをしようとするときは、ひみSDGs推進パートナー登録取下届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、登録を抹消しなければならない。
(登録の取消し)

第7条 市長は、ひみSDGs推進パートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動実体がないことが判明した場合
- (4) 電話又は電子メール等による連絡が取れなくなってから1年を超えた場合
- (5) その他市長が登録を取り消すことが適当であると認める場合

2 市長は、前項に規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けたパートナーに通知するものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ひみSDGs推進パートナー登録制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。